

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年8月25日  
照会部署名 千葉事務センター  
照会担当者 保科 守 (役職名) クループ長  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	小出
-------------	----

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—065	本部受付番号 No. 2010—905
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

3号期間にかかる障害基礎年金の納付要件について

(内容)

<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>

マニュアル・・・1-4-6～1-4-7

条文・・・国民年金法第30条の第1項によると「初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに・・・この限りではない。」と納付要件を定めているが、3号特例届ではない通常の3号該当届が初診日以降に提出された場合は、初診日の前日において、納付していたものと取り扱ってよろしいか。

(具体例) 初診日 平成17年11月29日、3号期間：平成16年6月～平成17年9月 3号該当届申請日平成18年7月4日

<対応案>

3号特例期間ではないため、3号該当届の申請日にかかわらず納付済期間と取り扱うことが可能と考えます。

(ブロック本部回答)

疑義の内容が諸規程等において明らかにされていないため、機構本部へ疑義照会願います。

回答日 平成22年9月3日

回答部署名 南関東ブロック本部相談給付支援部相談給付支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター(グループ長) 一瀬 隆

連絡先

メールアドレス

(本部回答)

第3号被保険者の届出が遅れた場合、届出の前々月から遡って2年間までの期間については、保険料納付済期間として扱われる。よって、障害基礎・障害厚生年金の納付要件審査の対象となる。

ただし、届出の前々月から遡って2年間を超える期間については、いわゆる3号特例の対象となるので、障害基礎・障害厚生年金の納付要件審査の対象とはならないので注意されたい。

(国民年金法附則第7条の3、平成16年改正法附則第21条)

回答日 平成22年10月28日

回答部署名 年金給付部給付指導グループ

回答作成者 中村 真人

連絡先

メールアドレス

主管担当部署の長の確認

笠井

(軽微なものについてはグループ長)